

令和8年10月16日

三浦市議会議長 神田 眞弓 様

三浦市議会議員政治倫理審査会

委員長 長島 満理子

審査結果報告書

令和8年6月18日に本審査会に付託された件について、三浦市議会議員政治倫理条例第9条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 審査対象議員 出口景介議員
2. 付託事案 公務として参加した都市民生常任委員会の視察に関し、報告書の提出期限を遵守せず、その結果、委員会の視察結果の取りまとめが遅延し、市民への情報公開が遅れる等の問題を生じさせたことについて
3. 審査結果 三浦市議会議員政治倫理条例第4条第1号に違反する行為があったと認める。
(理由)
当該事案が存在したため。
4. 審査の経過 審査会開催日 令和8年6月18日、9月15日、10月16日
審査の概要は別紙のとおり
5. 必要と認める措置 特段の措置は必要としない。
(理由)
本件は過去において、謝罪等、一定の措置をしているものであるため。



【別 紙】

〈審査の概要〉

第1回審査会 令和8年6月18日

1 正副委員長の互選

指名推選の方法により、委員長に長島満理子委員、副委員長に草間道治委員を選任した。

2 調査請求内容について

これまでの経過、調査請求書に関する事項、今後の審査の流れについて、議会議務局長から説明を行った。

3 調査請求の適否について

次回審査会で、適否に関する審査の進め方について協議を行うことを決定した。

第2回審査会 令和8年9月15日

1 調査請求の適否について

調査請求の適否を決定するための聴取は行わないこととした。

また、今回の調査請求については適するものと決定した。

2 政治倫理基準違反の行為の存否について

存否に係る審査に先立って関係者等への聴取は行わないこととした。

違反行為の存否について各委員から意見を述べ、当該事案は存在したので、違反行為があったと認められると全委員の見解が一致したことから、三浦市議会議員政治倫理条例第4条第1号への違反行為があったと認めることを決定した。

3 必要な措置について

協議の結果、本件は過去、議会として謝罪等、一定の措置をしているものであるため、特段の措置は必要としないことを決定した。

決定後、当該議員に出席を求め、三浦市議会議員政治倫理条例施行規程第8条に基づく当該議員の意見を聴取した。

当該議員から述べられた事項は、おおむね次のとおり。

- ・意見を述べる機会を得られたこと、自身の過去の不品行な行いに対し、厳正な審査を賜ったことに御礼申し上げる。
- ・三浦市議会の議員としての品位を損なう行為について、お詫び申し上げます。

- ・この先、三浦市議会の品位を不必要におとしめないよう、議員として真つ当な行動を心がけて活動していきたい。

第3回審査会

令和8年10月16日

1 審査結果報告書について

審査会から議長に行う審査結果の報告について、報告内容を決定した。